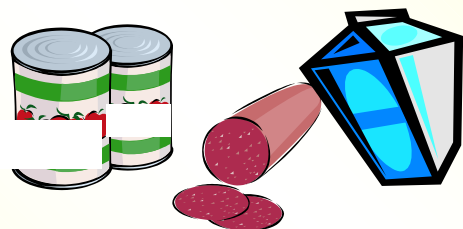
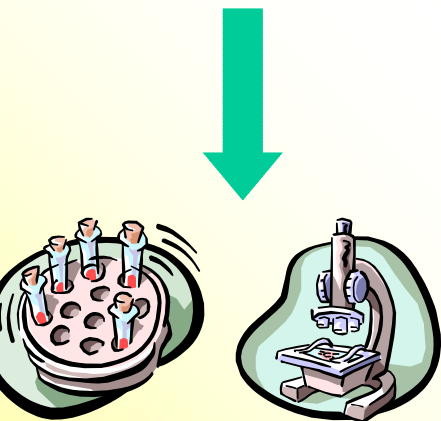


従来方式



最終製品



細菌試験
化学分析
官能試験
異物試験

HACCP方式

原材料

受け入れ検査O.K.



調合

調合比率O.K.



充填

温度、充填量O.K.



包装

密封性O.K.



熱処理

温度分布、製品温度 / 時間O.K.



冷却

水質、水温O.K.



箱詰

衝撃、温度O.K.



出荷



総合衛生管理製造過程とは、高度な衛生管理であるハサップの概念を取り入れた衛生管理であり、営業者による食品の安全確保に向けた自主管理を促す仕組み。

しかしながら、近年、総合衛生管理製造過程承認施設において、重大な食中毒事件等を引き起こした事例が発生

食品衛生法の改正内容

厚生労働大臣による総合衛生管理製造過程の承認に更新制を導入(第14条関係)

公布後9か月以内施行

総合衛生管理製造過程承認施設について、食品衛生管理者の設置を義務化(第48条第1項関係)

食品衛生管理者について、自主管理・法令遵守の促進の観点から、責務を追加
現在、食品衛生管理者の設置が不要とされている総合衛生管理製造過程(HACCP)承認施設に
ついて、設置を義務化

食品衛生管理者

食品衛生管理者は、営業者による
法令遵守及び食品衛生上の危害の
発生の防止のため、当該施設におけ
る食品衛生に関する事項について、
必要な注意をする。

**食品衛生管理者は、営業者に対して必要な意見を述べなければならない。
営業者は、食品衛生管理者の意見を尊重しなければならない。**

食品衛生管理者の養成施設・講習
会について、指定制度から登録制度
に改める。 **公布後9か月以内施行**

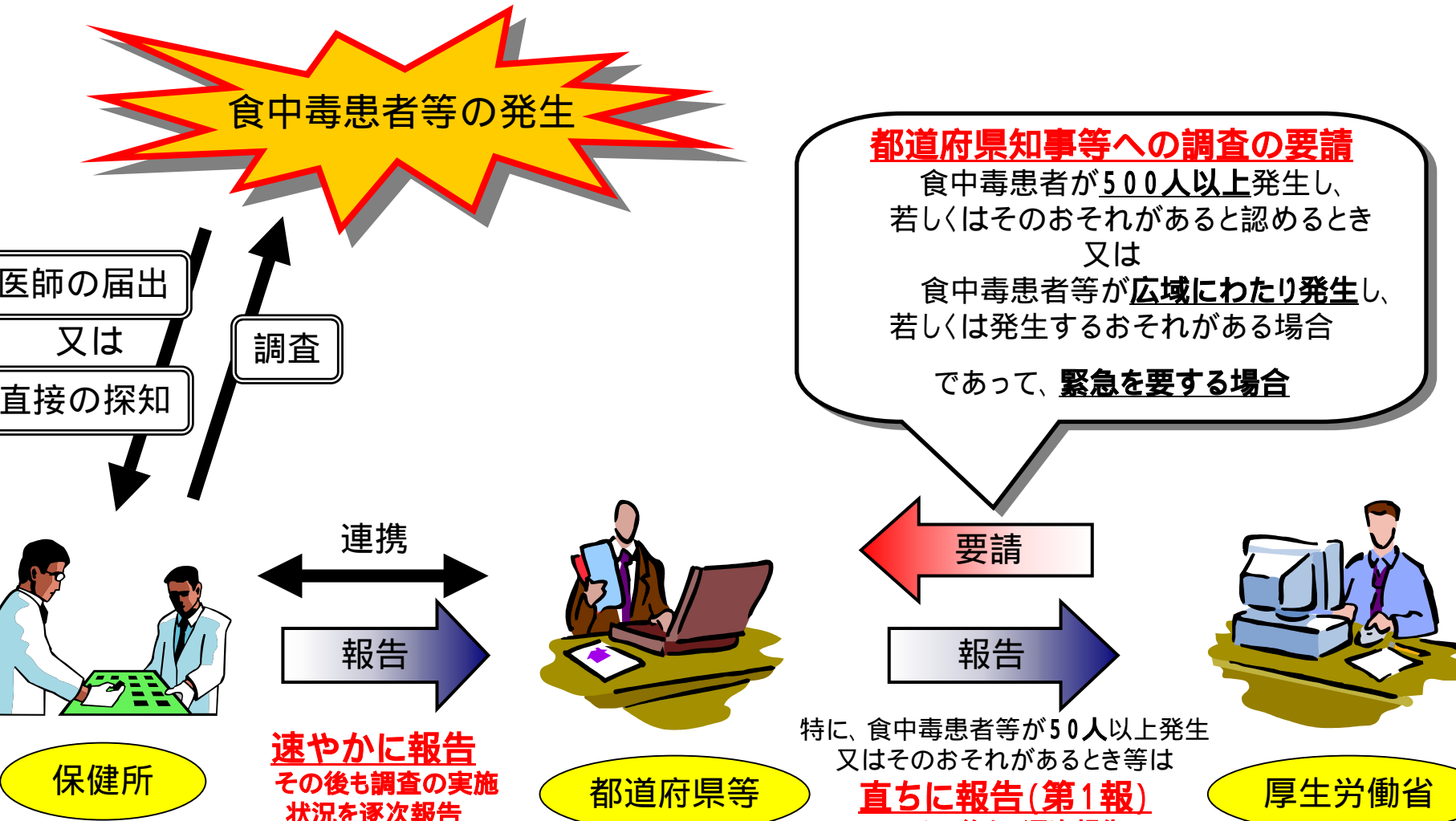
営業者

総合衛生管理製造過程承認施設
について、食品衛生管理者の設置も
義務化する。

食品の安全性の確保のため、事業者による自主管理を促進

近年の食品流通の多様化等による食中毒の大規模化・広域化を踏まえ、必要に応じ、厚生労働大臣が、都道府県知事等に対し調査の要請をすること等により、原因究明を迅速に行い、危害の拡大防止を図る。

保健所長が食中毒患者等の発生を探知したときは、医師の届出がなくとも、原因究明のための調査を行うよう規定を整備するとともに、厚生労働大臣に対する報告に関する規定も整備。



食品衛生法罰則（改正）

【改正前】

3年以下懲役、300万円以下罰金

- ・有害食品の販売等禁止、指定外添加物の使用

1年以下懲役、100万円以下罰金

- ・規格基準違反食品の販売等禁止

6月以下懲役、30万円以下罰金

- ・表示基準違反食品の販売等禁止
- ・廃棄命令等違反、営業禁停止命令違反
- ・施設基準違反、施設改善命令違反
- ・医師の食中毒届出義務違反

30万円以下罰金

- ・臨検検査拒否、虚偽報告等

【改正後】

下線は改正点。

3年以下懲役、300万円以下罰金
法人1億円以下の罰金

- ・有害食品の販売等禁止、指定外添加物の使用
- ・廃棄命令等違反、営業禁停止命令違反

2年以下懲役、200万円以下罰金
法人1億円以下の罰金（規格基準違反、
表示基準違反等に限る）

- ・規格基準違反食品の販売等禁止
- ・表示基準違反食品の販売等禁止

1年以下懲役、100万円以下罰金

- ・施設基準違反、施設改善命令違反
- ・医師の食中毒届出義務違反

50万円以下罰金

- ・臨検検査拒否、虚偽報告等

健康増進法罰則（創設）

健康保持増進効果等に関する虚偽・誇大表示を行った者が厚生労働大臣の是正命令に従わなかった時 6月以下懲役、100万円以下罰金

登録試験機関に関する罰則（例：職員等の秘密保持義務違反） 1年以下懲役、100万円以下罰金

食品の安全性の確保 約165億円

主な項目

農薬等の残留基準策定の推進 約7億3千万円

残留基準が設定されていない農薬等の食品中への残留を禁止するポジティブリスト制の導入に向けた暫定的な残留基準の設定を推進

食品添加物の安全性確認の徹底 約10億円

安全性の問題のあるものについては使用を禁止できる制度の導入に向けて、既存添加物の毒性試験等、安全性確認を促進

輸入食品等の安全対策の強化 約16億4千万円

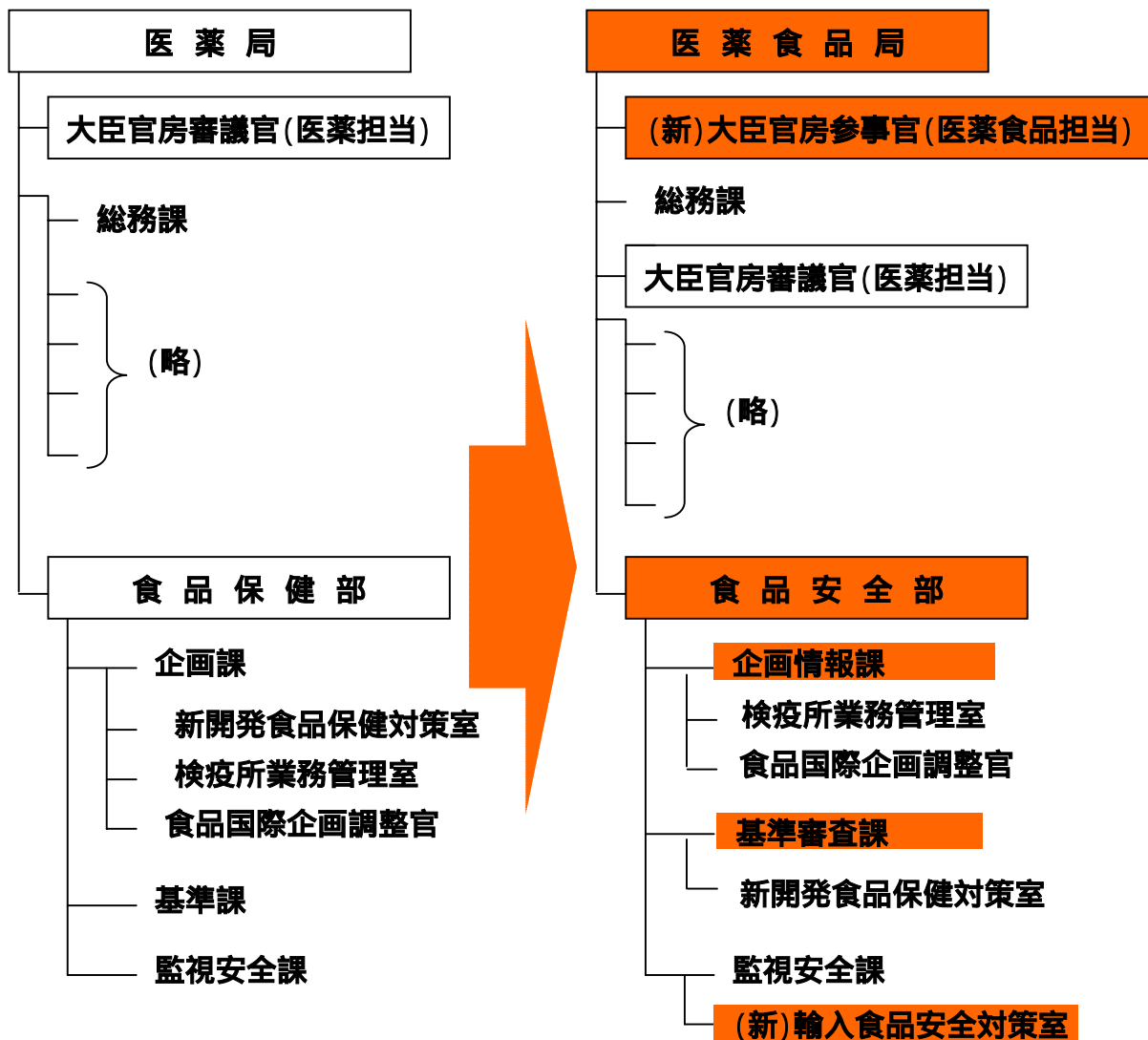
検疫所における輸入時検査を効果的に実施するため、検査対象品目群をきめ細かく設定する等の見直しにより、モニタリング検査の強化など安全対策を強化

健康食品等に関する安全性確保体制の充実 約7千万円

データベース化を図り、消費者等に対する情報提供等により、健康食品による健康被害を未然に防止

「リスク管理」を担う厚生労働省としての組織体制を整備。

輸入食品の検査体制の強化等のため食品衛生監視員を10年間で103名増員。
平成15年度においても15名を増員。(平成4年度165名 平成14年度268名 平成15年度283名)



「医薬局」を「医薬食品局」に、「食品保健部」を「食品安全部」に改称(平成15年7月)

食品保健部「企画課」を食品安全部「企画情報課」に改称(平成15年7月)

「大臣官房参事官(医薬食品担当)(リスクコミュニケーションも担当)」を設置(平成15年7月)

「輸入食品安全対策室」を平成15年4月に設置

現在、厚生労働省ホームページ上で食品の安全確保に向けた取組を
公表中。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>